

新型コロナウイルスに伴う教育訓練給付制度に関するQ&A

教育訓練給付制度に関するお問い合わせ

教育訓練給付制度に関するお問い合わせ

(令和2年3月4日版)

お問い合わせが多い事項について、以下のとおりまとめました。

なお、各教育訓練実施者においては、「[新型コロナウイルス感染症対策の基本方針](#)」を踏まえ、手洗い、咳エチケット等の徹底に、ご協力をお願いいたします。

1. 通学制の場合の通信やオンラインの活用について

目標資格に照らして適切に設定された受講・修了認定基準に従う限り、教育訓練の目標の達成のために、必要な手段において通信やオンラインを活用した補習等を行うことはさしつかえない。

なお、あくまで目標資格に照らして設定された受講・修了認定基準に従うべきものであり、例えば、養成施設設置規則や当該養成施設所掌省庁等との関係で通信やオンライン化が許容されていない場合についてまで許容するという趣旨ではない。

2. 修了認定基準の取扱いについて

目標資格に照らして実質的な判断（例えば一定の出席実績や添削提出実績等を前提として、正規の教育訓練課程をすべて正常に修了した場合と同等の職業能力の開発・向上があったことを検定等によって判断するなど）をするなど柔軟な運用を行うことはさしつかえない。

なお、あくまで目標資格に照らして設定された修了認定基準に従うべきものであり、例えば、養成施設設置規則や当該養成施設所掌省庁等との関係で修了認定基準等が緩和されていない場合についてまで許容するという趣旨ではない。

3. 受講していた講座が中止されたことに伴う他の講座への転校等の扱いについて

異なる対象教育訓練間での転校等の取扱いに準じて、柔軟に対応することは可能であるが、一方で、転校・統合前の対象教育訓練の受講開始日時時点で、転校・統合後の教育訓練が指定を受けていることが必要である。

また、転校・統合後の教育訓練施設の長が、転校・統合前後の対象教育訓練に同一性・連続性があり、当初から受講して修了したものと同等であると認定できる場合のみ「教育訓練修了証明書」の発行が可能なため、留意すること（例えば、一般的に通信制と通学制の講座の間では同一性は認められない。）

4. 受講開始の延期について

今般の「[新型コロナウイルス感染症対策の基本方針](#)」等を踏まえ、令和2年2月25日以降3月31日までに具体的に開講する予定であった講座について、4月以降に受講開講日を延期させることは可能である。その際の教育訓練給付の受給資格確認については、柔軟な取扱いを実施する予定。

なお、受講開始を延期させた当該講座の指定期間が令和2年3月末までに満了する場合には、「新型コロナウイルスに伴う講座の開講延期の取扱いについて」（※別添事務連絡及び様式参照）に従い、所定の要件を満たす場合には所用の手続を行っていただくことで、指定期間の延長が可能な場合があるので、ご参照いただき

たい。

※**事務連絡**

※様式は[こちら](#)からダウンロードしてください

5. 訓練期間の終期の延長について

目標資格に照らして訓練期間の終期の延長を柔軟に行うことはさしつかえない。また、この延長は、教育訓練給付金支給対象教育訓練指定要領にいう「変更」には該当しないものと整理する。

なお、あくまで目標資格に照らして設定された訓練期間に従うべきものであり、例えば、養成施設設置規則や当該養成施設所掌省庁等との関係で訓練期間の延長が許容されていない場合についてまで許容するという趣旨ではない。

(参考)

- 教育訓練給付制度（一般教育訓練）関係手引 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000548010.pdf>)
- 教育訓練給付制度（特定一般教育訓練）関係手引 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000556472.pdf>)
- 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）関係手引 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/000548009.pdf>)

▲ [ページの先頭へ戻る](#)

お問い合わせ先

制度について

厚生労働省 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室

中長期的キャリア形成支援係

TEL:03-5253-1111 (内線5398・5390)

教育訓練給付に係る相談・受給要件について

お住まいを管轄するハローワーク (<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>)

労働局 (<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>)



Get Adobe
Acrobat Reader

- ▶ PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。